

## 大阪広域環境施設組合技能統括主任会議運営要綱

### (目的)

第 1 条 技能統括主任会議(以下、「統括主任会」という。)は、大阪広域環境施設組合(以下、「環境施設組合」という。)が行うごみ処理事業を円滑に運営するため、ごみ処理施設の運転維持管理業務に関わる諸課題の解決に向け検討、協議することを目的とする。

### (構成)

第 2 条 統括主任会は、環境施設組合が所管する工場の技能統括主任(総括)、技能統括主任(全般)、技能統括主任(研修)、施設管理課技能統括主任をもって構成する。

### (座長)

第 3 条 統括主任会の座長は技能統括主任(総括)とし、会務を掌理する。

### (運営)

第 4 条 統括主任会は、毎月 1 回の開催を基本とし、必要に応じ座長の権限において臨時で開催することができる。

2 座長が必要と認めるときは、構成技能統括主任以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第 5 条 統括主任会の庶務は、施設管理課が行う。

### (報告等)

第 6 条 座長は、統括主任会の議事録を作成し、構成技能統括主任を通じて各工場長及び施設管理課長に報告しなければならない。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを 3 年間保存しなければならない。

### (個人情報の保護)

第 7 条 統括主任会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

### (附則)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。